

令和3年6月29日

第13回総会議事録

長岡市農業委員会

第 1 3 回総会議事録

- 1 日 時 令和3年6月29日（火曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター5階 5B会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第13号 農地法第3条の許可申請について
議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第15号 農地法第4条の許可申請について
議案第16号 農地法第5条の許可申請について
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第19号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第20号 土地収用法の事業認定について
 - 日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (16名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (8名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 木村 秋津、主査 早川 仁
 - 主事 土田 まりあ、主事 山際 賢也

開 会 (午後1時59分)

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を
務めていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)
それでは、これより第13回農業委員会総会を始めます。
今月も、新型コロナウイルス感染防止の観点から、委員の数を制限し
て開催しております。
出席予定の委員からの欠席届の提出はありません。長岡市農業委員会
会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議は成立してい

ることを報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。私において、本日は 4 番、諸橋昇一委員、7 番、粉川一夫委員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 議案第 13 号 農地法第 3 条の許可申請について

議長

日程第 2、これより審議に入ります。議案第 13 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の 3 ページから 5 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 15 件でございます。

1 番から 10 番が売買による所有権移転、11 番から 14 番は贈与による所有権移転、15 番は使用貸借権の設定であります。

なお、12 番、13 番につきましては、許可後の経営面積が 50 アール未満でございますが、12 番については栃尾地域の下限面積は 20 アール、13 番については川口地域の下限面積は 30 アールでありますので、それぞれ問題は無いものと考えております。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり、ます。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 13 号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
- 議長 議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 今坂係長 議案書7ページをご覧ください。
- 今月の事業計画変更承認申請は、栃尾地域の1件であります。
- 1番、新栄町2丁目の田について、当初の計画者が昭和59年8月に車庫兼倉庫建築敷地として転用する計画について許可を受けていた件であります。諸事情により建築が困難になったため、新たに承継者が住宅建築敷地として利用する計画に変更するものであります。
- なお、この案件は後ほど説明いたします農地法第5条許可申請の11番と関連をしております。
- 本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、審議に入ります。
- ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
- (「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 ありませんの声が聞こえます。
- それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
- 議案第14号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
- それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。
- 議案第15号 農地法第4条の許可申請について
- 議長 議案第15号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 今坂係長 ご説明申し上げます。
- 議案書の9ページをご覧ください。
- 今月の4条許可申請は、長岡地域1件、中之島地域1件、越路地域1

件、与板地域1件、計4件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において6月22日までに現地確認を実施しております。

1番、浦瀬町の畑について、住宅及び農作業所建築敷地として利用するものであります。議案資料50ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦瀬町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

2番、与板町南中の畑について、住宅及び農機具格納庫建築敷地として利用するものであります。議案資料51ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

3番、大口の畑について、住宅、農作業所及び庭敷地として利用するものであります。議案資料52ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に上通小学校と上通保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

4番、飯塚の畑について、ライスセンター建築敷地として利用するものであります。工期は令和3年7月1日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第15号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第16号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第16号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

なお、1番と4番は私が関係する案件、5番、6番は吉川委員の関係する案件でございますので、まず、この4件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の11ページ、12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域8件、中之島地域1件、越路地域1件、栃尾地域1件、計11件であります。

会長の関係する1番、4番、吉川委員の関係する5番、6番を除いてご説明をいたします。

2番、妙見町の畑について、貸資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年7月1日から令和3年7月31日までの計画であります。申請地は、妙見町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、飯塚の田について、駐車場敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料53ページに経過説明を掲載しております。申請地は、飯塚集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

7番、悠久町1丁目の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年7月1日から令和3年12月20日までの計画であります。申請地のおおむね500メートル以

内に栖吉中学校と中貫保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、浦瀬町の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年7月10日から令和3年11月20日までの計画であります。申請地は、浦瀬町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

9番、中西の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料54ページに経過説明を掲載しております。申請地は、土地改良事業が実施された区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

10番、才津南町の畑について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年7月15日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は、才津南町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

11番、新栄町2丁目の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年9月10日から令和3年11月20日までの計画であります。申請地は、第一種中高層住宅専用地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものでございます。なお、この案件は先ほど説明いたしました事業計画変更承認申請の1番と関連しておるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いた

します。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第5条の許可申請について、1番と4番、5番と6番を除き許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続いて、5番、6番を審議いたします。これは吉川勇委員の関係する案件でございますので、委員の議事参与はできませんので、退席をお願いいたします。

(吉川委員 退席)

議長

それでは、農地法第5条の許可申請、5番、6番について事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

5番、槇山町の畑について、駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものであります。工期は、令和3年7月1日から令和3年7月10日までの計画であります。申請地は市街化区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。現在借りている駐車場敷地の返却を求められたことに伴い、既存事務所敷地の近接地で選定し、移転するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

6番、槇山町の田について、資材置場用地として利用するために賃借権の設定をするものであります。工期は、令和3年7月1日から令和3年7月10日までの計画であります。申請地は市街化区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。現在借りている資材置場敷地の返却を求められたことに伴い、既存事務所敷地の近接地で選定し、移転

するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

稲波忠昭委員 17番、稲波です。

5番と6番は、それぞれ筆数は1筆なのに、貸付人の欄には外1名となっています。この外1名というのはどういう意味ですか。

今坂係長 この事案については、所有者が共有名義になっておりますので、外1名と記載をしております。

稲波忠昭委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第5条の許可申請について、5番、6番を許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員着席)

議長 吉川委員にお伝えします。

5番、6番について原案のとおり決定いたしました。

続いて、1番と4番について審議いたしますが、この案件は私が関係する案件でございます。委員の議事参与はできませんので、議長を職務代理と交代して審議をお願いします。よろしくお願いいたします。

(高橋会長 退席)

粉川会長職務代理者 議長を交代いたしました。

審議を続けます。農地法第5条の許可申請、1番と4番について事務

局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

1番、豊詰町の田について、貸資材置場及び貸駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年6月30日までの計画であります。申請地のおおむね500メートル以内に上組小学校と白ゆり幼稚園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

4番、福道町、雨池町の田畑について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年8月2日から令和4年1月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

粉川会長職務代理者 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 ありませんという声があります。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第5条の許可申請について、1番と4番を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

粉川会長職務代理者 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

高橋会長の着席を求めます。

(高橋会長 自席へ着席)

粉川会長職務代理者 高橋会長にお伝えします。

1番と4番について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ここで議長を会長と交代いたします。

(高橋会長 議長席へ着席)

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第17号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画、1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で9件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が5件、使用貸借権設定が4件となっております。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは101件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が92件、使用貸借権設定が9件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは71件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が63件、使用貸借権設定が8件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認ください。

以上、計181件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第18号

農用地利用配分計画案の決定について

議長

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の19ページから22ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは23件の申出があり、内容については賃借権の移転が22件、使用貸借権の移転が1件となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定していただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第18号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第19号 農業振興地域整備計画の変更について

議長 議案第19号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものであります。

編入3件、除外1件の申出がありました。

まず、編入についてであります。ナンバー1、山古志地域の農地約0.9ヘクタール、ナンバー2、栃尾地域の農地約0.8ヘクタール、ナンバー3、川口地域の農地約0.9ヘクタール、いずれも中山間地域等直接支払制度の対象見込地であり、農業上の利用を確保することが必要であると認められます。農振法第10条第3項第5号に該当することから、農用地区域に編入するものであります。

続きまして、除外のナンバー1、越路地域の農地2,145平方メートルについてです。駐車場敷地として利用するもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

以上につきまして、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第19号 農業振興地域整備計画の変更について、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、農業振興地域整備計画の変更については、異議なしと決定いたします。

議案第20号 土地収用法の事業認定について

議長 議案第20号 土地収用法の事業認定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。
議案書の26ページをご覧ください。

1番、与板町与板の田についてです。園庭や駐車場等が手狭なこと、園舎の老朽化により耐震性のある建物への改築が必要になったことなどの理由から、こども園を移転し、建て替えを行う事業について、土地収用法に基づく事業認定申請をするに当たり、意見照会があったものでございます。

当該事業計画につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、事業の公益性も強く、事業実施はやむを得ないものと判断し、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございますでしょうか。

岩本一男委員 3番、岩本です。

この7筆のうちの3筆は、4月の農業委員会において、利用権の解約をしている案件だと思いますが、今回、土地収用法事業認定を受けるといことで、農用地区域から除外する手続きの時期は、どのようになりますか。

今坂係長 はっきり何月とはまだ決まっておりませんが、流れとしましては、まず収用法の事業認定を受けるのが最初です。この事業認定を受けますと、農振計画の変更を軽微な変更として手続できるようになりますので、次に農振計画の変更を行います。その後に、私どもの農地転用許可の手続という流れになります。

岩本一男委員 では、これから起業者が申請することになるのでしょうか。

今坂係長 そうです。

岩本一男委員 そうした場合、ここは市街化調整区域ですので、いずれ開発行為の許可申請もするかと思いますが、それも起業者が申請することになるのでしょうか。

今坂係長 はい。この事業認定に当たって、開発許可の担当部署にも同時に調整をしておりますので、一般的な他の案件と同じように、私どもの農地転用の許可申請の段階で、開発許可についても申請することになります。

岩本一男委員 では、この事業認定を受ける事案ということは、認定を受けてから、農用地区域から除外され事業用地に変わる日というのを聞かせてもらうということになりますね。

今坂係長 はい。

岩本一男委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第20号 土地収用法の事業認定について、異議なしとすることに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、土地収用法の事業認定について、異議なしとすることに決定いたします。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について8件を28ページ、29ページに、5条の届出について32件を30ページから35ページに、農地法の適用を受けない事実確認6件を36ページに、18条合意解約について7件を37ページ、38ページに、利用権解約について20件を39ページから42ページに、中間管理権の解約について6件を43ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして第13回総会を閉会とさせていただきます。

閉 会 (午後2時42分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

会長職務代理者
農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年6月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">16人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> <td></td> <td>諸橋昇一</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>粉川一夫</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	16人		議事録署名委員		欠席委員	人	8人		諸橋昇一	委員		計	24人		粉川一夫	委員
出席委員	人	16人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	8人		諸橋昇一	委員																		
	計	24人		粉川一夫	委員																		